

京極町 公共施設等総合管理計画



平成29年3月策定

(令和5年3月改訂)

京極町

目 次

I. 基本方針	3
第1章 計画の概要	4
1. 計画の背景と目的	4
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	5
4. 対象施設等	6
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し	7
1. 公共施設等の現況	7
2. 人口の現況と将来の見通し	16
3. 財政の現況	17
4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し	19
5. 公共施設等の一体的なマネジメントに関する課題	27
第3章 公共施設マネジメント基本方針	28
1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	28
2. 公共施設等のマネジメント方針	29
第4章 推進方策	37
1. 総合管理計画のフォローアップ	37
2. 推進体制	37
3. 計画の進行管理	37
II. 施設類型別基本方針	38
第1章 公共施設のマネジメント方針	39
1. 町民文化系施設	39
2. スポーツ・レクリエーション系施設	40
3. 産業系施設	41
4. 学校教育系施設	42
5. 子育て支援施設	43

6. 保健・福祉施設	44
7. 医療施設	44
8. 行政系施設	45
9. 公営住宅	46
10. 公園	48
11. 供給処理施設	49
12. その他公共施設	50
第2章 インフラのマネジメント方針	51
1. 道路	51
2. 橋りょう	51
3. 簡易水道	52
4. 下水道	52

I. 基本方針

第 1 章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が 30 年以上経過し、耐用年数が切れ、この先、大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきています。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後もすべて維持・更新するための財源を確保することは全国的に困難な状況にあります。

こうした状況の中、特に平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化計画」を公表しました。さらに、平成 26 年 4 月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請しました。

本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、学校や庁舎をはじめとする施設の建設、道路や公園などのインフラの整備を進めてきました。しかし現在、町内にある公共施設の約 38%は建築後 30 年以上を経過しており、今後 30 年間で多くの公共施設が改修・更新の時期を迎えることになります。

本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「京極町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という）を平成 29 年 3 月に策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定めました。

以降、一定の期間が経過し、数施設の個別施設計画を策定したことから、これらを踏まえて本計画の改訂を行うものです。

公共施設等を整備してきた時代とは社会状況が変化し、住民や利用者のニーズは多様化しつつあります。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、ますます厳しくなっていく財政状況も今後予想されています。

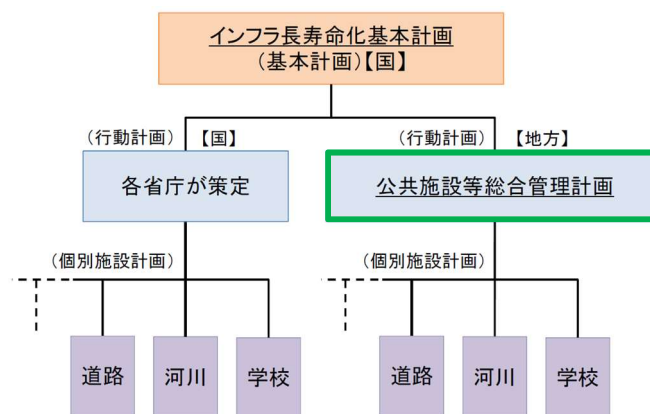
このような問題を考慮しつつ、経営資源の一つである公共施設等の一体的なマネジメントを実施するとともに、人材育成や今後導入される新公会計制度と連動することで、全庁的な取組を推進し、未来を見据えた最適な公共サービスをめざします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月に、国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当し、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定しました。

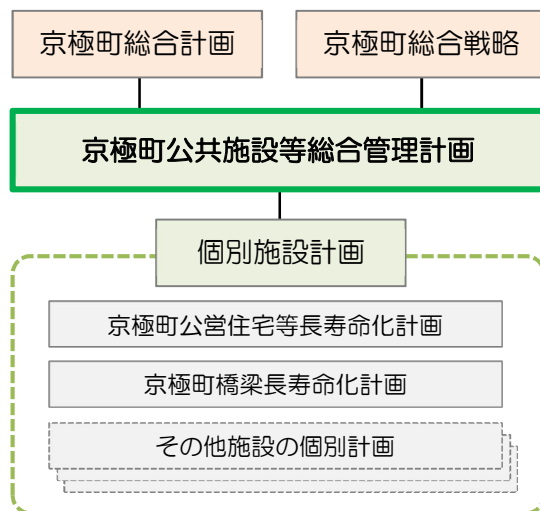
また、本町の上位計画である「京極町総合計画」及び「京極町総合戦略」を下支えする計画として整合をとるとともに、長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針と整合をとります。

■国の計画と本計画の関係



平成 26 年 4 月 22 日総務省自治財政局財務調査課資料より

■本町の各種計画と本計画の関係



3. 計画の期間

公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間の将来推計に基づき、計画期間を平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間として策定します。

策定した計画については、歳入減や歳出増加、制度改正など、本町を取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。

H24 年度	～	H29 年度	～	R3 年度	R4 年度	～	R8 年度		R13 年度
第 5 次京極町総合計画 (平成 24～令和 3 年度)					第 6 次京極町総合計画 (令和 4～13 年度)				
京極町公共施設等総合管理計画 (平成 29～令和 8 年度)									
本町を取り巻く社会情勢等の変化により 適宜見直しを行います。									

4. 対象施設等

本計画の対象施設は、道路、橋りょう、公園、簡易水道、下水道などのインフラ、公営住宅、小中学校、町民利用施設、庁舎等の公共施設（普通財産を含む）とします。

また、本計画の対象施設については、下記の分類表に基づくこととします。

■公共施設等の分類表

区分	大分類	中分類
公共施設	町民文化系施設	集会施設
		文化施設
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設・観光施設
		保養施設
	産業系施設	産業系施設
	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	子育て支援施設	保育施設
	保健・福祉施設	その他社会福祉施設
	医療施設	医療施設
		その他医療施設
	行政系施設	庁舎等
		その他行政系施設
	公営住宅	公営住宅
インフラ	公園	公園
	供給処理施設	供給処理施設（ごみ処理施設等）
	その他公共施設	その他公共施設
	道路	道路
		橋りょう
	上下水道	簡易水道
		下水道

第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 公共施設の現況

①施設分類別の保有状況

本町が保有している公共施設は、45 施設、総延床面積 59,734.6 ㎡です。このうち、公営住宅（43.9%）、学校教育系施設（19.7%）の2つの施設分類で公共施設の総延床面積の約 64%を占めています。

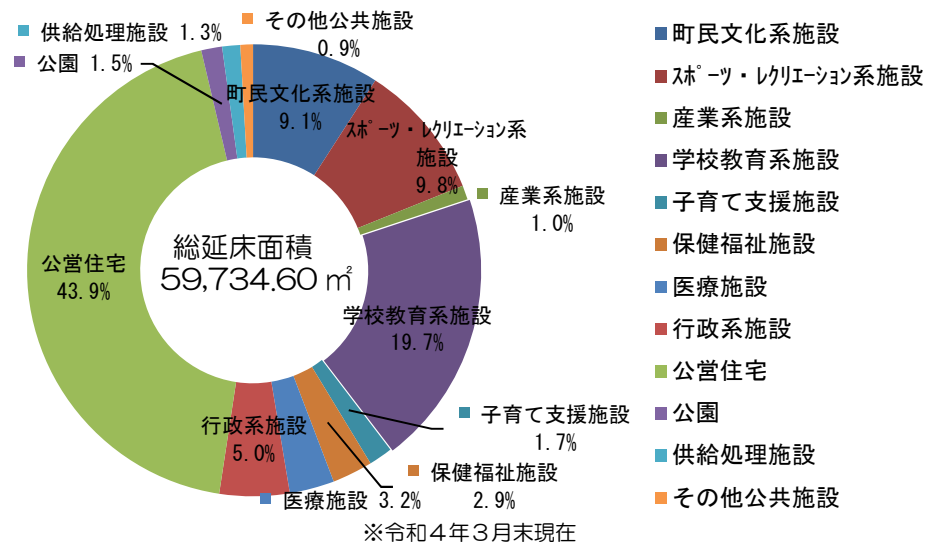
大分類／中分類	施設数	延床面積（㎡）	面積割合（%）
町民文化系施設	5	5,439.00	9.1%
集会施設	3	523.00	0.9%
文化施設	2	4,916.00	8.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	5	5,860.87	9.8%
スポーツ施設	3	3,800.87	6.3%
レクリエーション施設・観光施設	1	54.00	0.1%
保養施設	1	2,006.00	3.3%
産業系施設	2	601.00	1.0%
学校教育系施設	7	11,734.00	19.7%
学校	3	9,568.00	16.0%
その他教育施設	4	2,166.00	3.7%
子育て支援施設	1	984.00	1.7%
保育施設	1	984.00	1.7%
保健福祉施設	2	1,727.00	2.9%
その他社会福祉施設	2	1,727.00	2.9%
医療施設	2	1,928.00	3.2%
医療施設	1	1,471.00	2.4%
その他医療施設	1	457.00	0.8%
行政系施設	6	3,008.48	5.0%
庁舎等	1	1,942.00	3.2%
その他行政系施設	6	1,066.48	1.8%
公営住宅	9	26,224.67	43.9%
公園	2	915.58	1.5%
供給処理施設（ごみ処理施設等）	1	788.00	1.3%
その他公共施設	2	524.00	0.9%
合計	45	59,734.60	100.0

※令和4年3月末現在

※各施設に付帯する施設等については、施設と付帯施設で1施設と計上しています。

※公営住宅等については、各団地で1施設と計上しています。

■町が保有している公共施設の施設分類別延床面積の割合

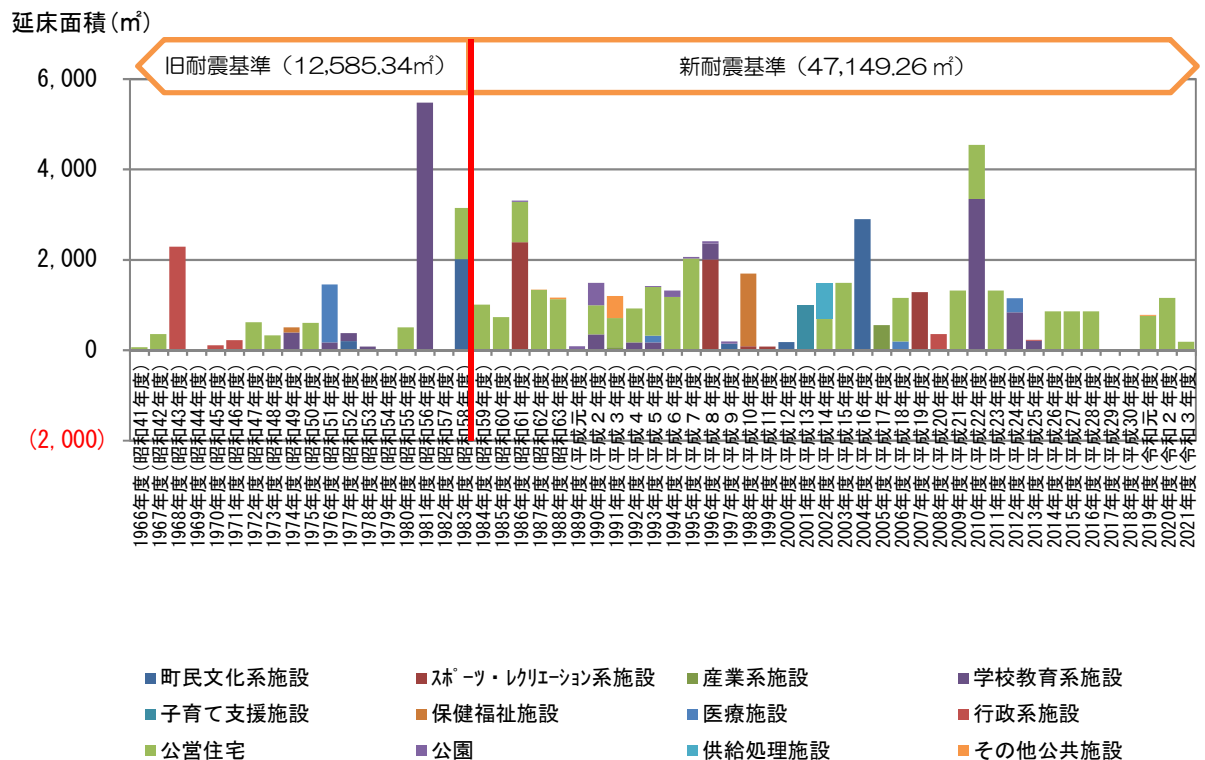


②公共施設の整備状況

本町が保有している公共施設は、昭和40年代の公営住宅の整備を中心に、昭和50年代にかけて役場や学校教育施設、医療施設などが整備されてきました。

昭和56年以前に建築された旧耐震基準の施設は12,585.34 m²、昭和57年以降の新耐震基準で建築された施設は47,149.26 m²となっています。

■公共施設の建築年度別延床面積



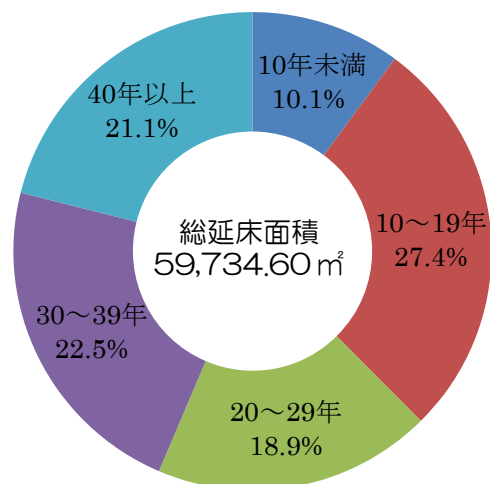
③公共施設の経過年数の状況

平成 28 年 11 月末現在、本町が保有している公共施設は、建築後 40 年を経過した施設が約 13%を占める状況にあり、10 年後にはその割合が約 38%となります。

■経過年数別延床面積と割合

経過年数	延床面積(㎡)	割合(%)
10 年未満	6,041.62	10.1
10～19 年	16,385.83	27.4
20～29 年	11,261.98	18.9
30～39 年	13,459.83	22.5
40 年以上	12,585.34	21.1
合計	59,734.60	100.0

※令和 4 年 3 月末現在

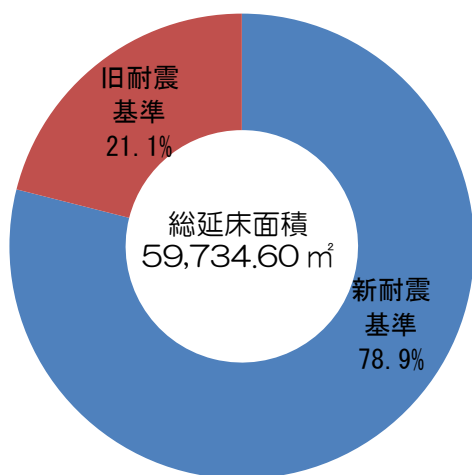


④公共施設の耐震化状況

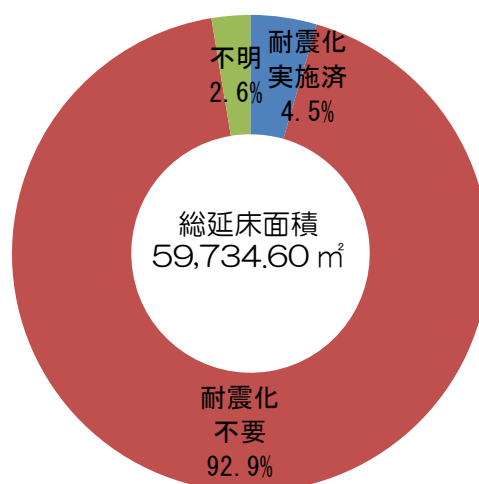
令和 4 年 3 月末現在、町有の公共施設のうち、新耐震基準で建設された建物は全体の 78.9%、旧耐震基準の建物は 21.1%です。

耐震化の状況は、耐震化不要が 92.9%、耐震化実施済は 4.5%となっており、合計 97.4%の建物が耐震性を有しています。

■耐震基準別延床面積



■耐震化の状況



※令和 4 年 3 月末現在

(2) インフラの現況

①道路

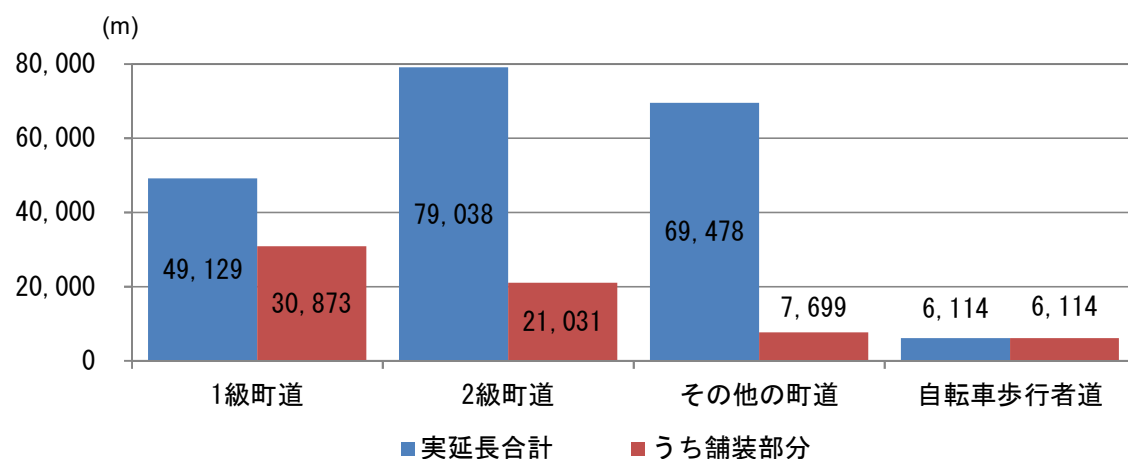
本町が管理している道路は、町道及び自転車歩行者道の実延長合計が約204km、面積が約97万㎡です。

■道路分類別延長と面積

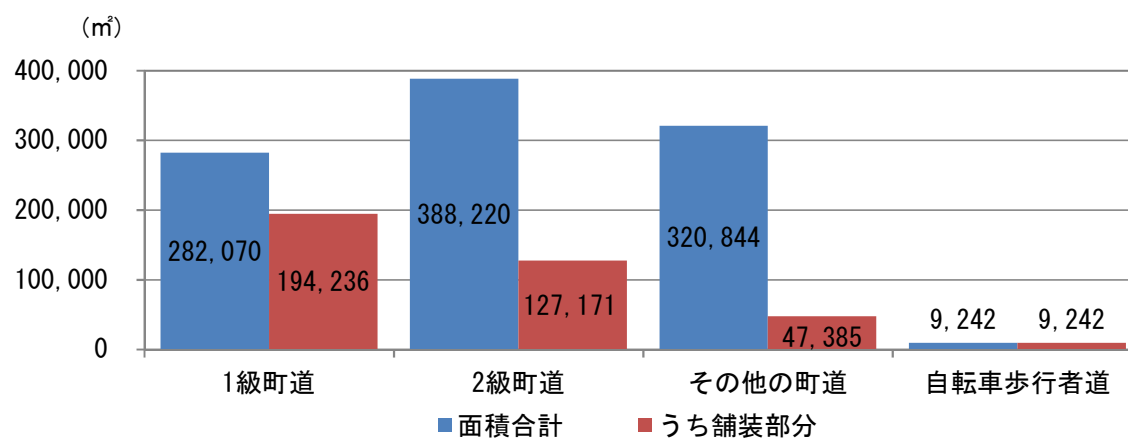
分類	実延長 (m)		道路面積 (㎡)	
	合計	うち舗装部分	合計	うち舗装部分
1 級町道	49,129	30,873	282,070	194,236
2 級町道	79,038	21,031	388,220	127,171
その他の町道	69,478	7,699	293,599	47,385
自転車歩行者道	6,114	6,114	9,242	9,242
合 計	204,013	59,913	1,000,376	378,034

※平成 28 年 11 月末現在

■道路実延長



■道路面積



②橋りょう

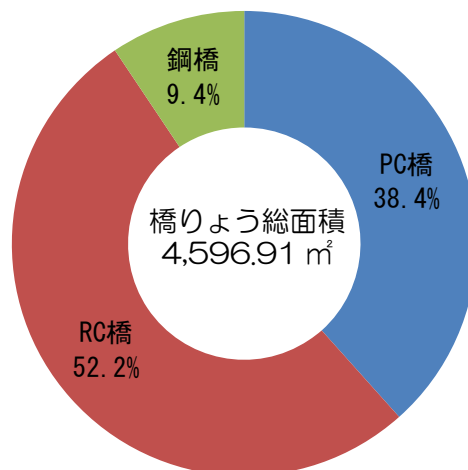
本町が現在管理している橋りょうは全 54 橋、総面積約 4.6 万㎡あり、構造別でみると RC 橋が約 52%と半数以上を占めています。

橋りょうの整備年度をみると、昭和 30 年代に整備された橋りょうが存在しており、経過年数 50 年以上の橋りょうは全体の 16.6%となっています。10 年後には経過年数が 50 年以上の橋りょうが全体の約 40%となります。

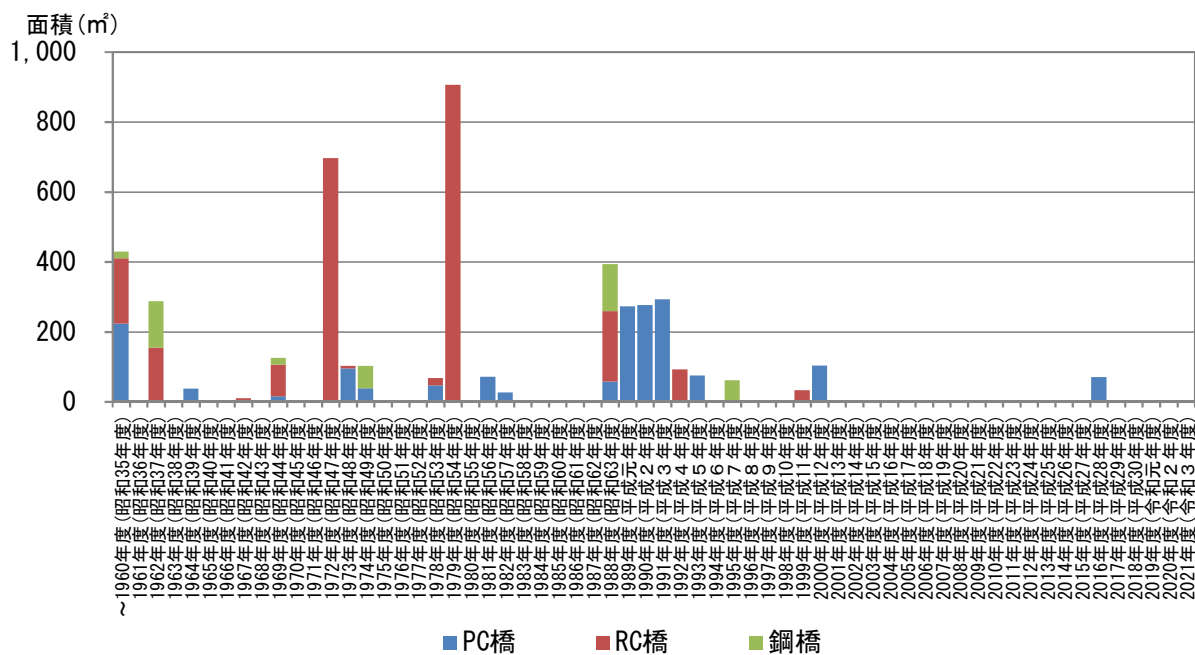
■構造別橋りょう数と面積割合

構造	橋りょう 数	面積 (㎡)	面積割合 (%)
PC 橋	29	1,765.57	38.4
RC 橋	18	2,399.87	52.2
鋼橋	7	431.47	9.4
合 計	54	4,596.91	100.0

※令和4年3月末現在



■整備年度別橋りょう面積

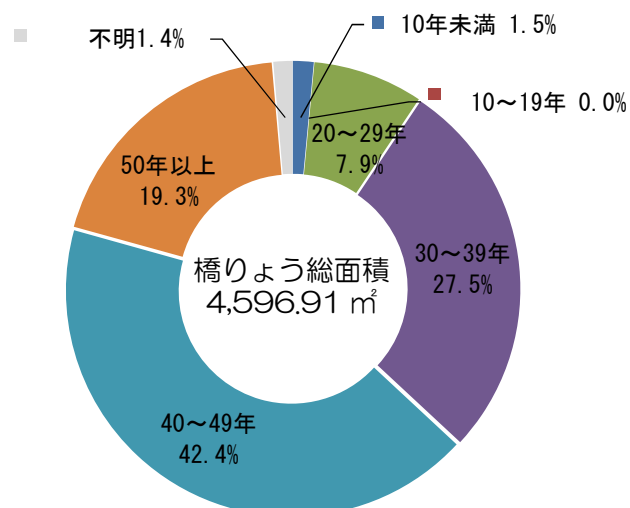


※年度不明橋りょう2橋(6294 m²)は除く

■経過年数別面積と割合

経過年数	面積 (㎡)	割合 (%)
10 年未満	70.75	1.5
10～19 年	0.0	0.0
20～29 年	364.87	31.9
30～39 年	1,262.78	23.3
40～49 年	1,947.50	22.3
50 年以上	888.07	16.6
不 明	62.94	1.4
合 計	4,596.91	100.0

※令和4年3月末現在



③簡易水道

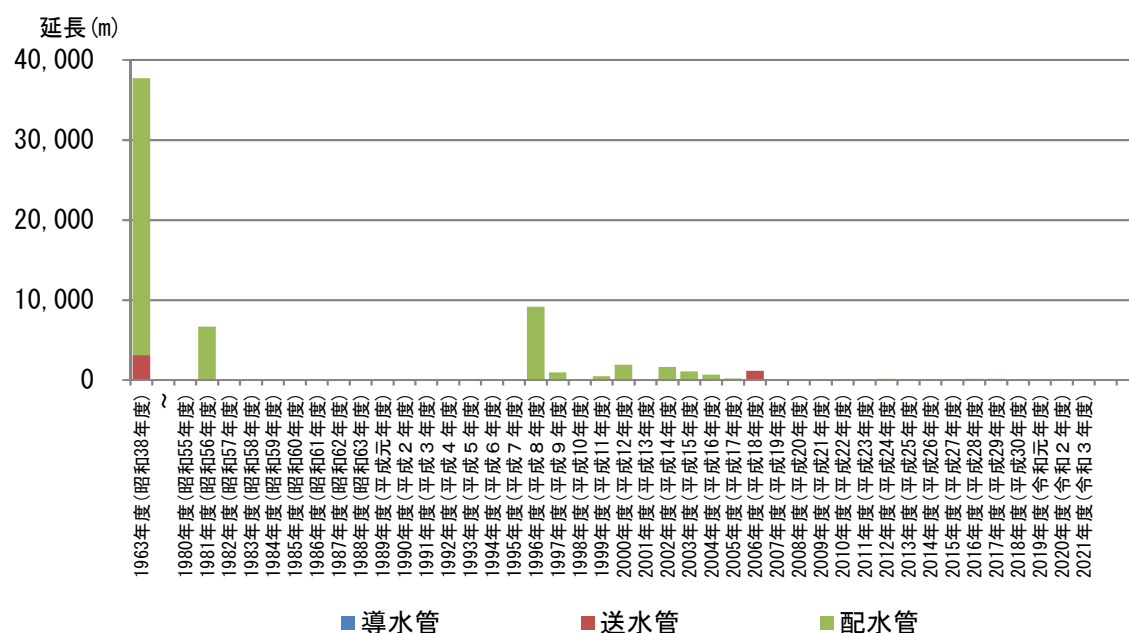
本町の簡易水道施設は、ポンプ場（増圧ポンプ場）、配水池、流量計室が各地区に整備され、管路を通じて供給されています。

普及率は97.5%で北海道全体の普及率98.2%（令和3年3月31日現在）よりもやや低い状況です。

■施設概要

種類	地区	建築年度
ポンプ場	京極、南京極、芙蓉、北岡、川西、末次、共栄	1982～1997
増圧ポンプ場	藤波、松川、四区	1987
配水池	京極、南京極、芙蓉、北岡、川西	1965～2006
流量計室	京極	1982

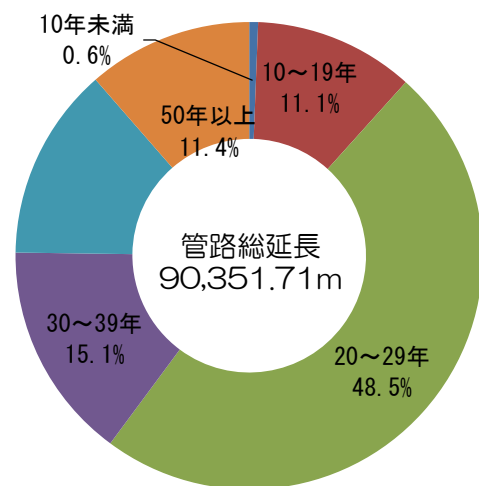
■管路種類別整備年度



■経過年数別延長と割合

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10 年未満	552.68	0.6
10～19 年	10,003.52	11.1
20～29 年	43,784.95	48.5
30～39 年	13,608.34	15.1
40～49 年	12,086.25	0.0
50 年以上	10,315.97	61.1
合 計	90,351.71	100.0

※令和4年3月末現在



④下水道

本町が管理している下水道施設は、下水終末処理場で 1986 年度建設されました。管路は総延長約 19km あり、普及率・接続率はともに 75.0%となっています。

処理場の建設から 30 年以上経過しているため、令和元年度及び令和2年度にストックマネジメント計画を策定し、処理場設備の改築・更新を推進していく予定です。

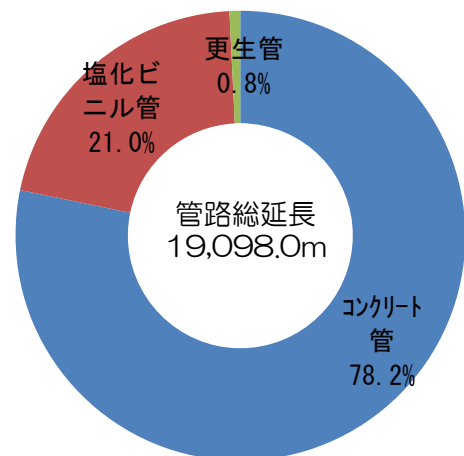
■施設種類

建物名	建築年度	耐用年数
下水終末処理場	1986	38

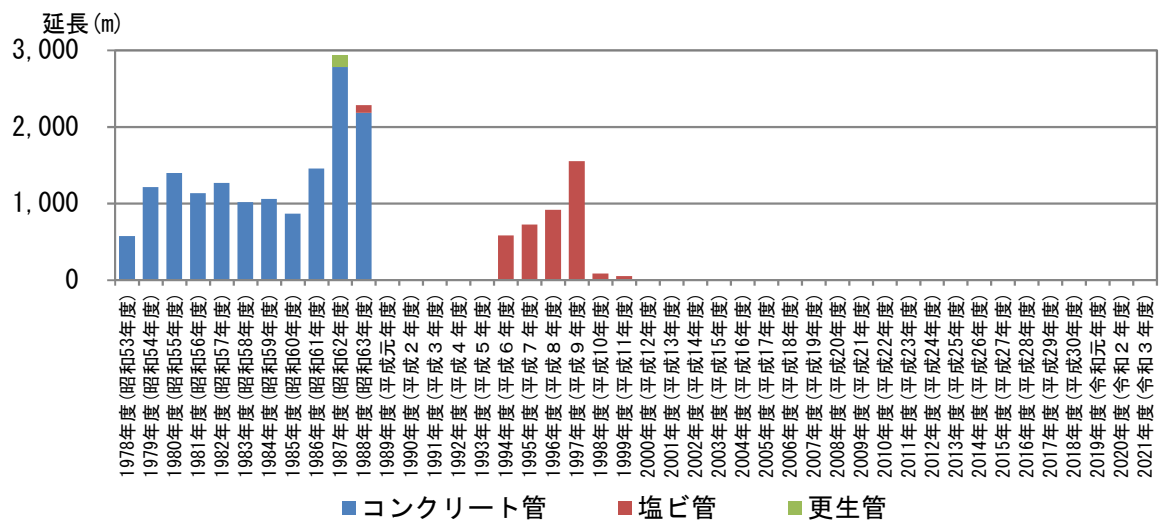
■管路種類別延長と割合

種類	延長 (m)	割合 (%)
コンクリート管	14,946.0	78.2
塩化ビニル管	4,002.0	21.0
更生管	150.0	0.8
合 計	19,098.0	100.0

※令和4年3月末現在



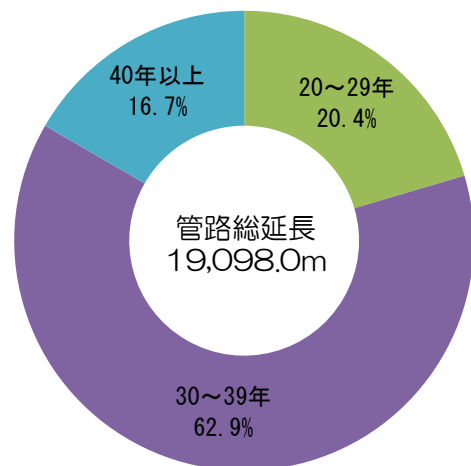
■管路種類別整備年度



■経過年数別延長と割合

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10 年未満	0.00	0.0
10～19 年	0.00	0.0
20～29 年	3,902.00	20.4
30～39 年	12,015.00	62.9
40 年以上	3,181.00	16.7
合 計	19,098.00	100.0

※令和4年3月末現在



(3) 施設保有量、有形固定資産減価償却率の推移

①施設保有量の推移

大分類／中分類	平成 27 年度 延床面積 (㎡)	令和 2 年度 延床面積 (㎡)	増減 (㎡)
町民文化系施設	5,439.00	5,439.00	0.00
集会施設	523.00	523.00	0.00
文化施設	4,916.00	4,916.00	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	5,860.87	5,860.87	0.00
スポーツ施設	3,800.87	3,800.87	0.00
レクリエーション施設・観光施設	54.00	54.00	0.00
保養施設	2,006.00	2,006.00	0.00
産業系施設	601.00	601.00	0.00
学校教育系施設	11,859.00	11,734.00	▲125.00
学校	9,568.00	9,568.00	0.00
その他教育施設	2,291.00	2,166.00	▲125.00
子育て支援施設	984.00	984.00	0.00
保育施設	984.00	984.00	0.00
保健福祉施設	1,727.00	1,727.00	0.00
その他社会福祉施設	1,727.00	1,727.00	0.00
医療施設	1,928.00	1,928.00	0.00
医療施設	1,471.00	1,471.00	0.00
その他医療施設	457.00	457.00	0.00
行政系施設	2,988.48	2,988.48	0.00
庁舎等	1,942.00	1,942.00	0.00
その他行政系施設	1,046.48	1,066.48	20.00
公営住宅	26,099.51	26,224.67	125.16
公園	915.58	915.58	0.00
供給処理施設（ごみ処理施設等）	788.00	788.00	0.00
その他公共施設	524.00	524.00	0.00
合計	59,714.44	59,734.60	20.16

②有形固定資産減価償却率の推移

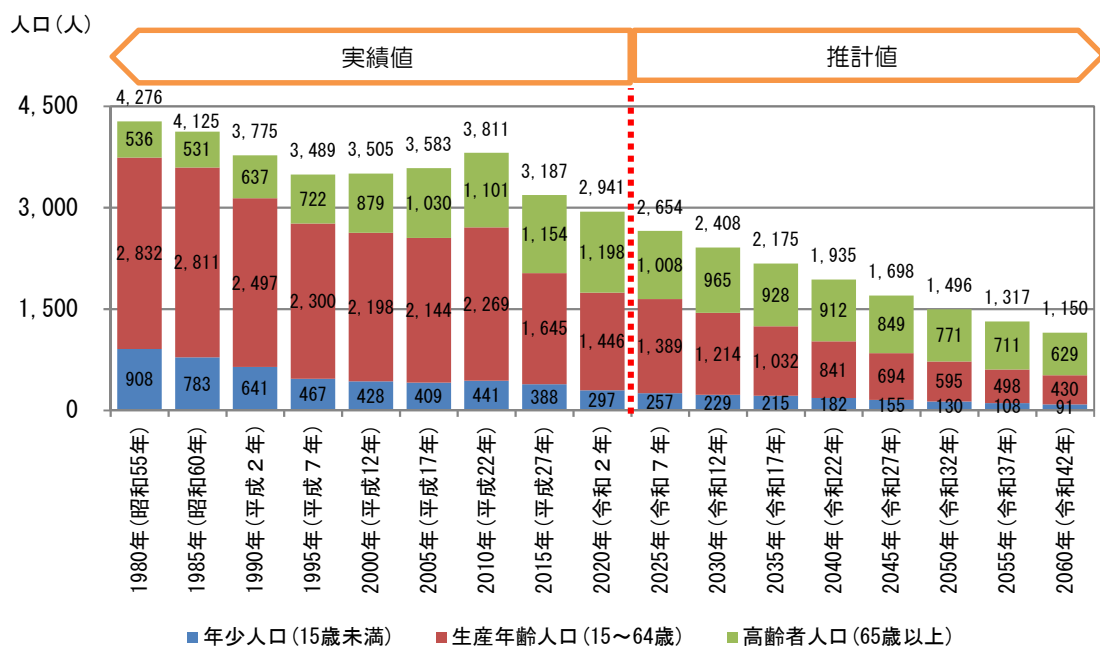


2. 人口の現況と将来の見通し

本町の人口は、2010 年以降人口の減少傾向が続き、今後もその動きは加速すると予測されます。国立社会保障・人口問題研究所のシミュレーションによると、2060 年には 1,150 人になると推計されています。

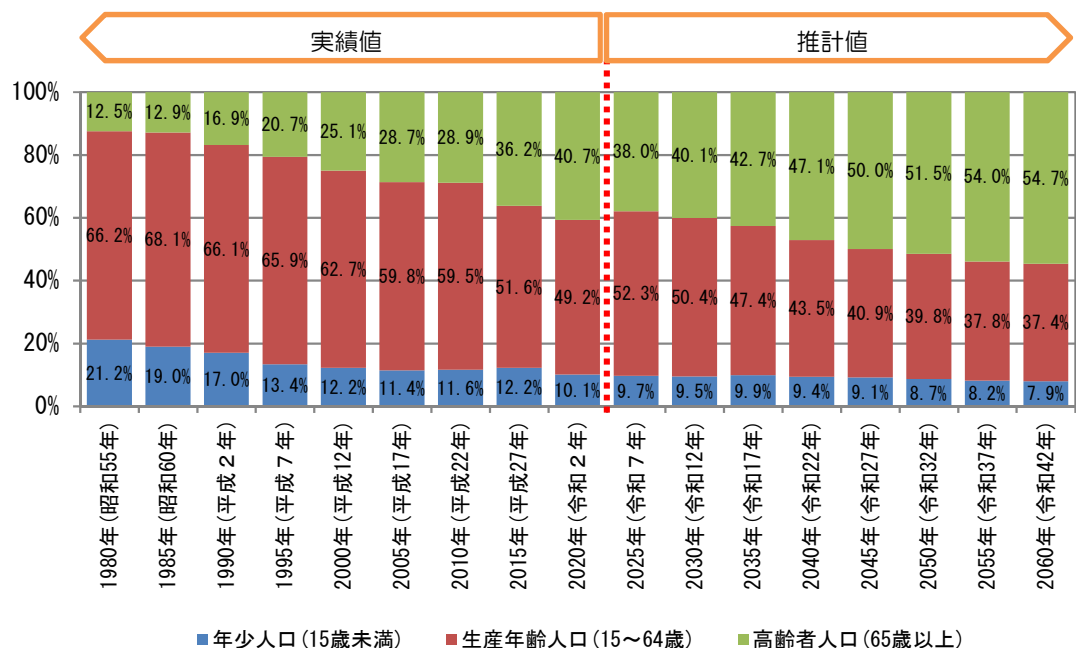
また、人口減少に伴い、少子高齢化が今後も進展すると考えられ、高齢化率は 2045 年に 50% に到達すると予測されています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



[出典] 2020 年まで：国勢調査、2025 年以降：国立社会保障・人口問題研究所

■年齢3区分別人口割合の推移



[出典] 2020 年まで：国勢調査、2025 年以降：国立社会保障・人口問題研究所

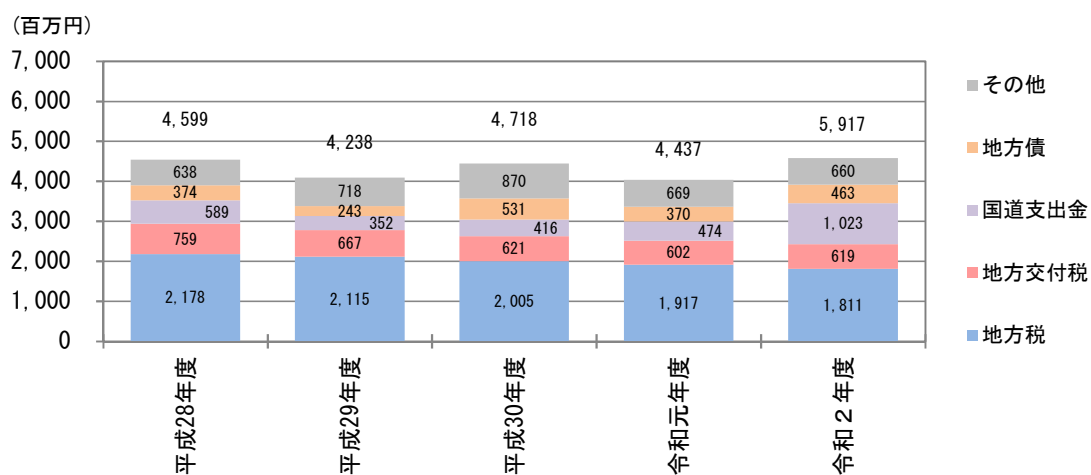
3. 財政の現況

(1) 歳入

国庫支出金の変動などにより、歳入総額は年によってばらつきがありますが、平成 28～令和 2 年度の平均額は約 47 億 8 千万円となっています。

今後、歳入減少が懸念される中、引き続き町税を基本とした自主財源の確保に努めるのはもちろんのこと、国や道の補助金の活用や、過疎対策事業債の代替となる他の財政上有利な地方債の確保、ふるさと納税寄附金の獲得など、財源確保に向けての取り組みを進めます。

■歳入決算額の推移（普通会計）



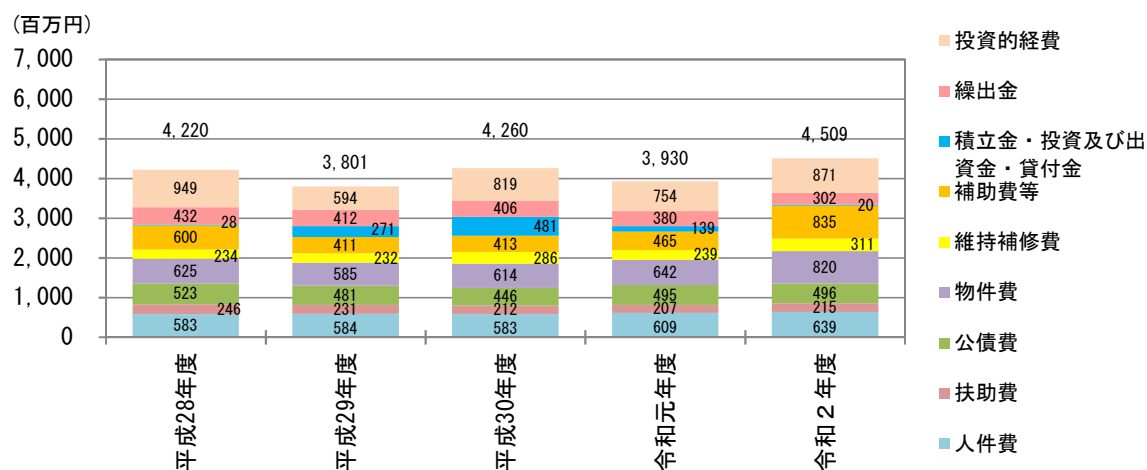
[出典] 地方財政状況調査

(2) 歳出

①歳出の現況

平成 28～令和 2 年度の歳出平均額は約 41 億 4 千万円となっています。新過疎法の成立により、本町は過疎地域指定から除外され、激変緩和のための経過措置後の令和 9 年度からは財政措置の高い過疎対策事業債を発行することができなくなるため、多様化する行政需要に対応するため、事業の優先順位を見極めて事務事業を見直す必要があります。

■歳出決算額の推移（普通会計／性質別）



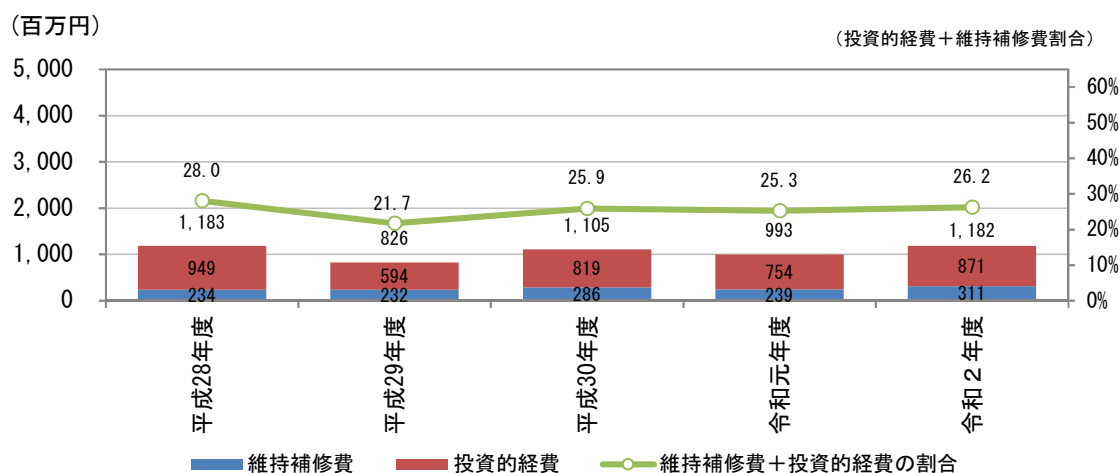
[出典] 地方財政状況調査

②投資的経費と維持補修費の現況

投資的経費及び維持補修費の合計額は、平成 28～令和 2 年度の平均で約 10 億 6 千万円となっています。

投資的経費及び維持補修費の合計額が歳出に占める割合は、平成 28～令和 2 年度の平均で 25.4%となっています。

■投資的経費と維持補修費の推移



[出典]京極町

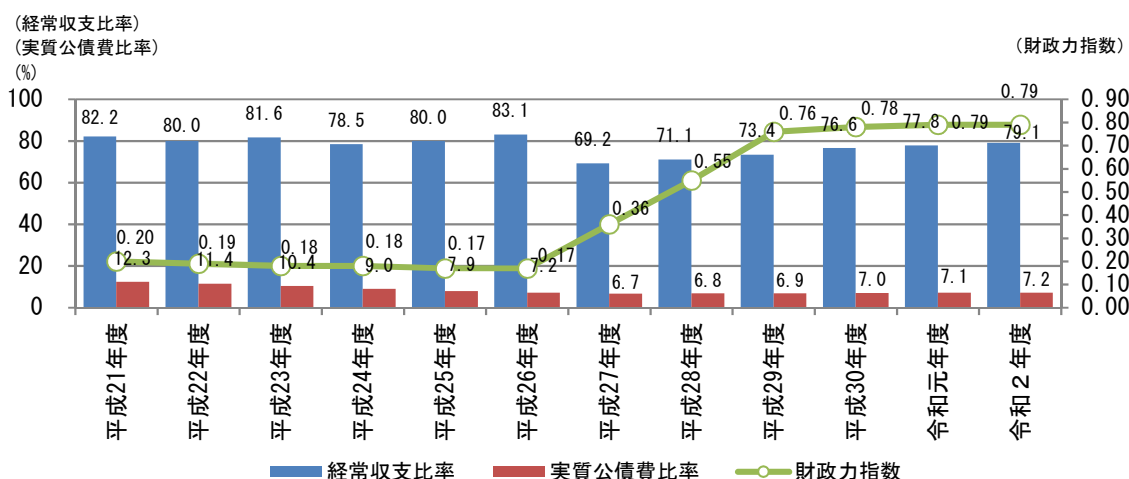
(3) 財政指標

財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成 24 年度の 78.5%から増加傾向がみられましたが、歳出の大幅増に伴い平成 27 年度は 69.2%と大きく減少しています。

公債費に準ずる経費による財政への負担度合いを示す実質公債費比率は、ピーク時である平成 17 年度の 16.7%から平成 27 年度の 6.7%まで減少しており、地方債の発行に国の許可が必要となる 18%を大きく下回っています。

財政力を示す指標として用いられる財政力指数は、平成 18 年以降減少傾向にありましたが、固定資産税の税収増等により平成 27 年度は 0.36 と大きく増加しています。

■財政指標の推移



[出典] 地方財政状況調査

4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し

(1) 公共施設

現在保有又は管理しているすべての公共施設を維持すると仮定した場合の、修繕・更新等に係る将来の費用（推計期間である今後 40 年間分）を算出します。

なお、各施設の修繕・更新等に係る将来の費用（以下、「将来費用」という。）は、以下の条件で算出します。

○対象費用

大規模修繕費・更新費

○算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。

※施設ごとに、「更新年数・大規模修繕時期」に達した時点で、延床面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40 年間における総額を算出しています。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分 類	大規模改修 (万円/㎡)	更新（建て替え） (万円/㎡)
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他公共施設	20	36

○更新年数・大規模修繕時期

【基準パターン】

- ・建て替え：建設後 60 年で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割します。
- ・大規模修繕：建設後 30 年で大規模修繕を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 2 年間に分割します。

※建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年までのものについては今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より 51 年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定します。

【長寿命化パターン】

- ・建て替え：建設後 70 年で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割します。
- ・大規模修繕：建設後 35 年で大規模修繕を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 2 年間に分割します。

※建設時からの経過年数が 36 年以上 60 年までのものについては今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より 61 年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 70 年を経た年度に建て替えると仮定します。

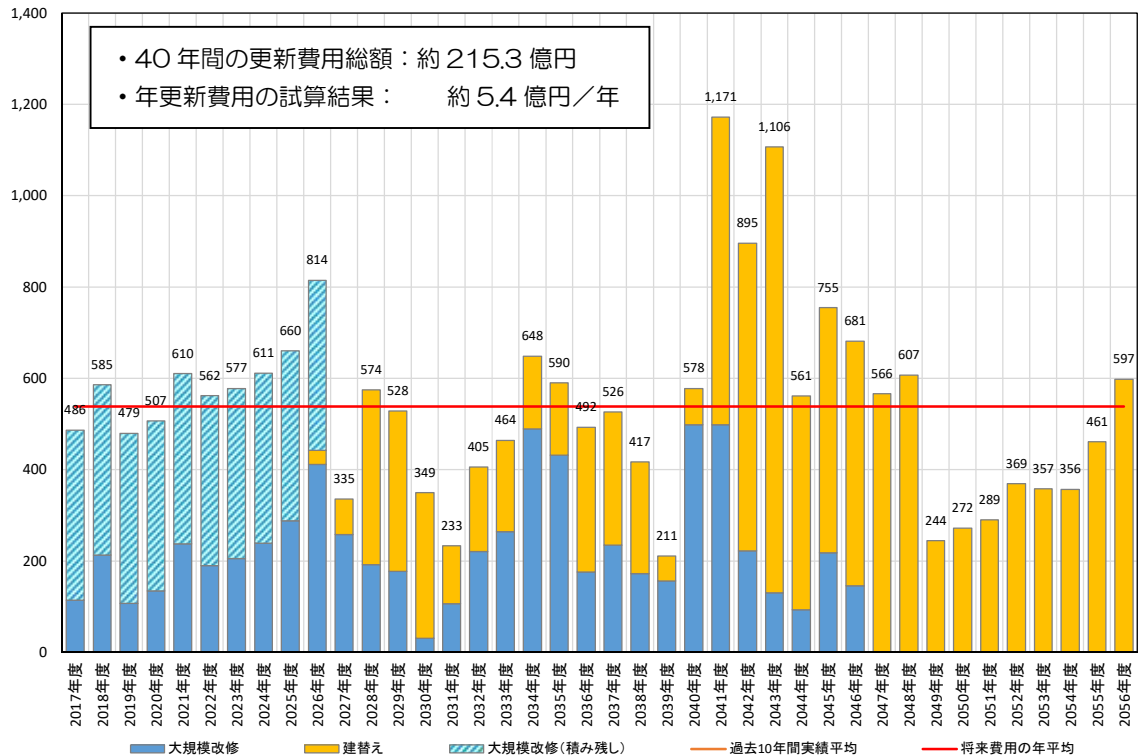
①基準パターン（30 年で大規模改修、60 年で建て替え）

基準パターンにおける公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後 40 年間で約 215.3 億円、年平均約 5.4 億円になると見込まれます。

また、今後 10 年間では、2024（令和 6）年に費用のピークを迎えることが予測されるため、大規模改修及び建て替えの時期を平準化する必要があります。

■基準パターンによる公共施設の更新費用推計結果

（単位：百万円）



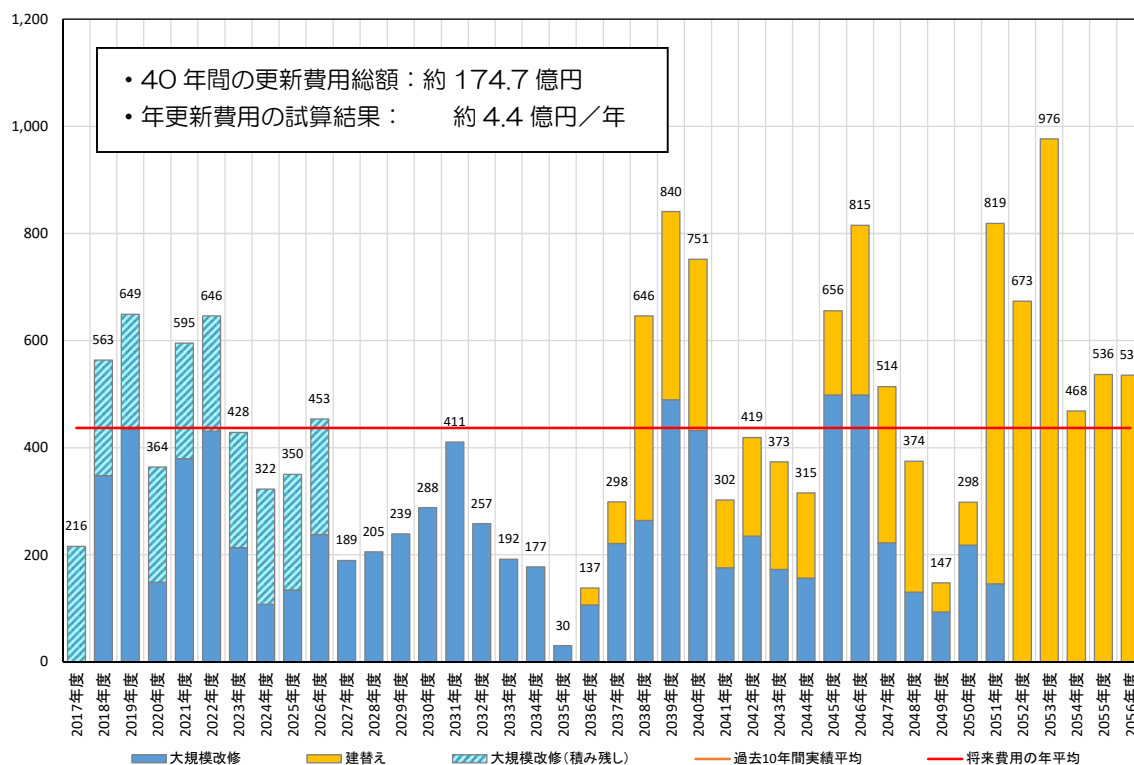
②長寿命化パターン（35 年で大規模改修、70 年で建て替え）

長寿命化パターンにおける公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後 40 年間で約 174.7 億円、年平均約 4.4 億円になると見込まれます。

ただし、2023（令和 5）年までは費用負担が多くなると見込まれるため、大規模改修及び建て替えを行う施設の優先順決定等により費用負担を平準化することが課題となります。

■長寿命化パターンによる公共施設の更新費用推計結果

（単位：百万円）



(2) 道路

現在管理しているすべての舗装道路を補修すると仮定した場合の、補修に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

道路補修費（舗装部分）

○算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフトの算出方法に準じます。
- ・整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新費用を算出します。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

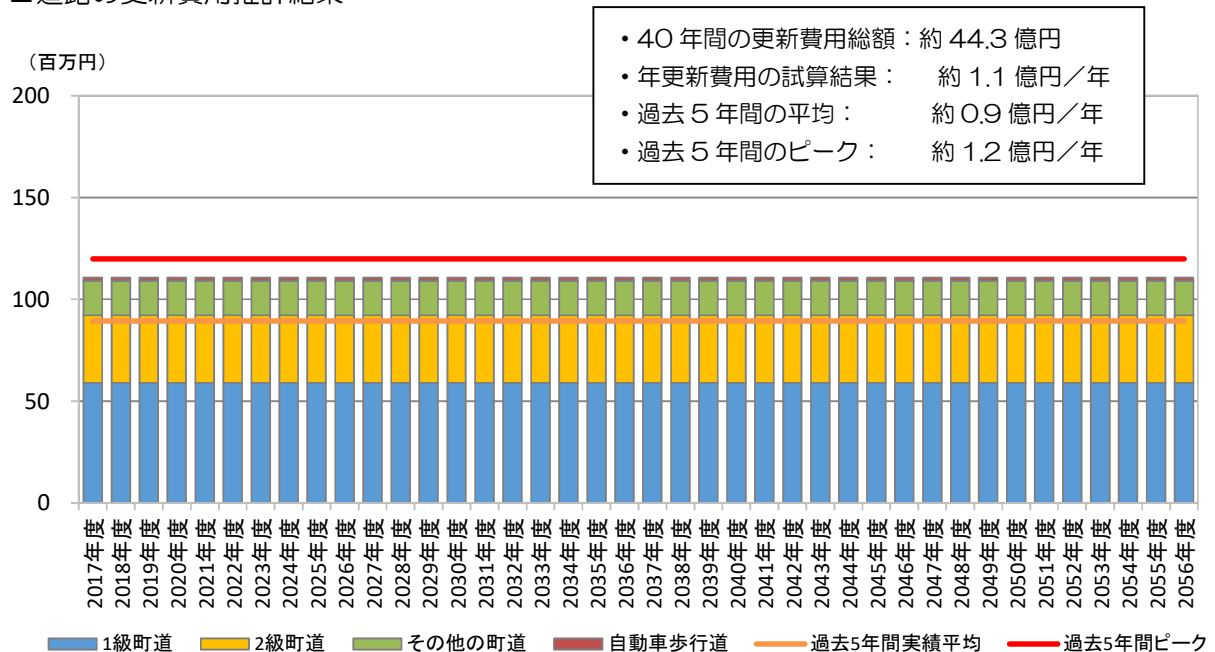
分 類	更新単価（円/㎡）
1級町道	4,700
2級町道	4,700
その他の町道	4,700
自転車歩行者道	2,700

○更新年数

公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である15年とします。

すべての道路を補修すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約44.3億円、年平均1.1億円に上ると推計されます。過去5年間の実績では、平均が約0.9億円/年、ピークが約1.2億円となっており、今後40年間も同等程度の費用が必要になると予想されます。

■道路の更新費用推計結果



(3) 橋りょう

現在管理しているすべての橋りょうを架け替えると仮定した場合の将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

更新費

○算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

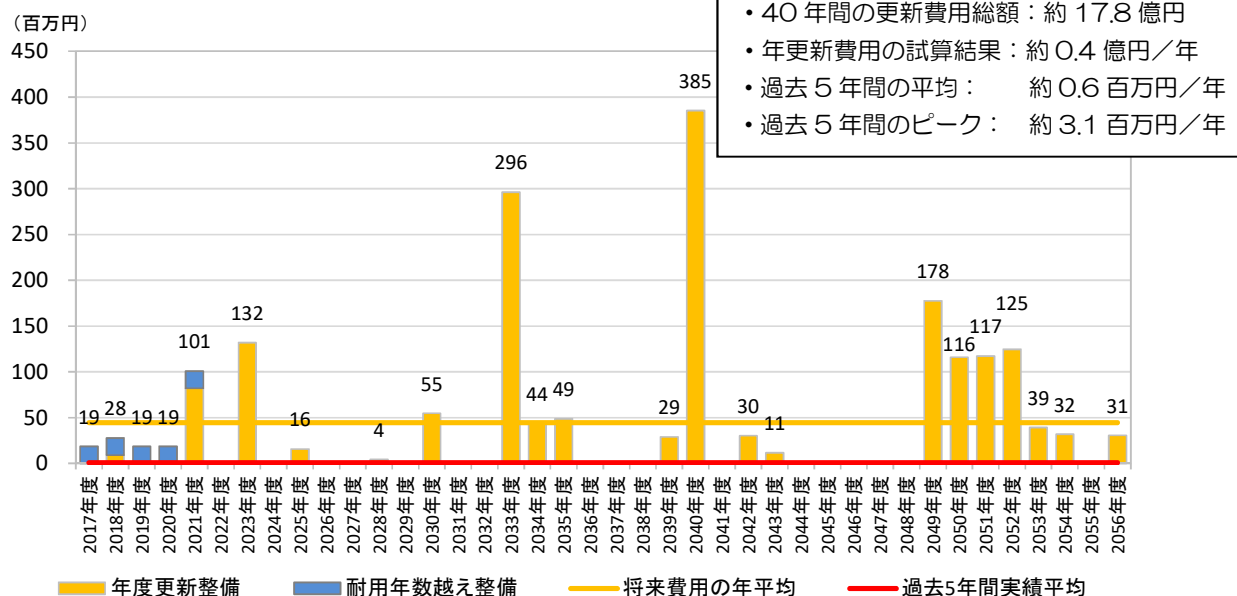
分 類	更新単価（千円/㎡）
PC 橋	425
RC 橋	425
鋼 橋	500

○更新年数

公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である 60 年とします。

すべての橋りょうを更新すると仮定した場合の試算結果は、今後 40 年間で約 17.8 億円、年平均約 0.4 億円に上ると推計され、過去 5 年間の実績を大きく上回る費用が必要になると考えられます。

■橋りょうの更新費用推計結果



(4) 簡易水道施設

現在管理している簡易水道のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

管路：更新費

建築物：大規模修繕費・更新費

○算出方法

- ・管路は、公共施設等更新費用試算ソフトの「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・建築物は、公共建築物に準じて算出しています。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

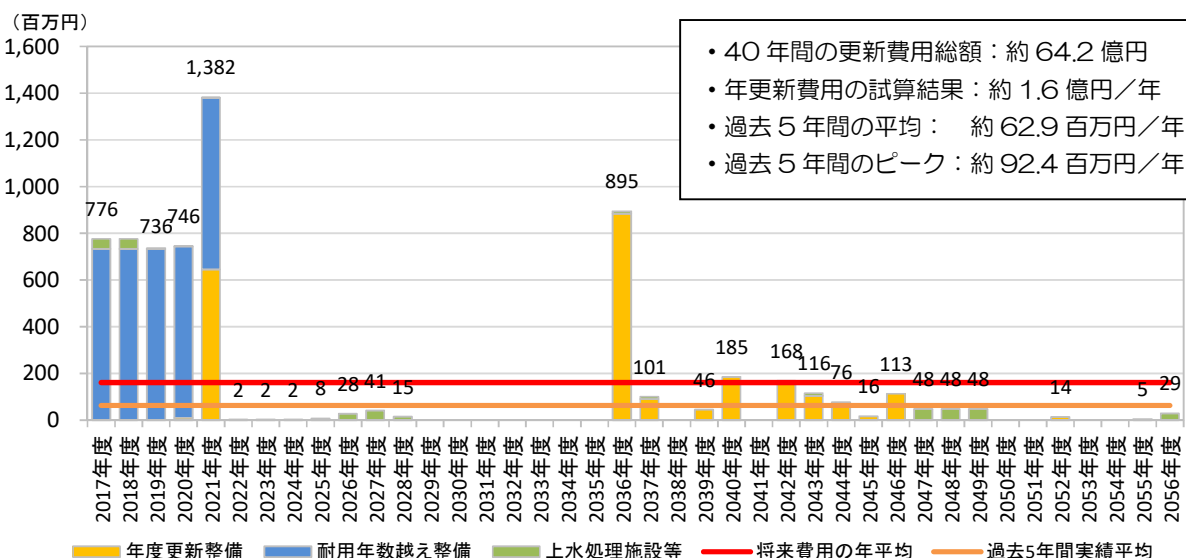
管 種	更新単価（千円/m）	備 考
導水管	100	管径 300mm 未満
送水管	100	管径 300mm 未満
配水管	100	管径 151～200mm

○更新年数

- ・建築物は 35 年で大規模改修、70 年で更新することとします。
- ・耐用年数を超えている建築物は今後 5 年間で均等に費用負担を配分することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である 40 年とします。

簡易水道のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後 40 年間で約 64.2 億円、年平均約 1.6 億円に上ると推計され、過去 5 年間の実績を大きく上回る費用が必要になると考えられます。

■簡易水道施設の更新費用推計結果



(5) 下水道施設

現在管理している下水道のすべての管路と施設を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

管路：更新費

建築物：大規模修繕費・更新費

○算出方法

- ・管路は、公共施設等更新費用試算ソフトの「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・建築物は、公共建築物に準じて算出しています。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

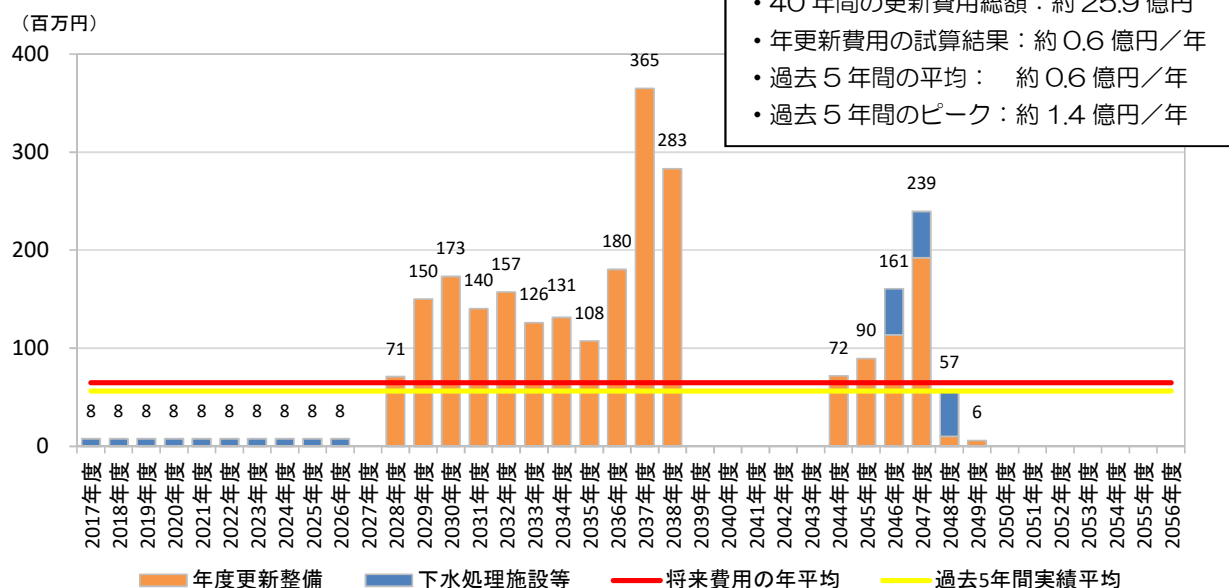
管 種	更新単価（千円/m）
コンクリート管	124
塩ビ管	124
更生管	134

○更新年数

- ・建築物は 35 年で大規模改修、70 年で更新することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である 50 年とします。

下水道施設のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後 40 年間で約 25.9 億円、年平均約 0.6 億円に上ると推計されます。過去 5 年間の実績では、平均が約 0.6 億円/年、ピークが 1.4 億円となっており、今後 40 年間も同等程度の費用が必要になると予想されます。

■下水道施設の更新費用推計結果

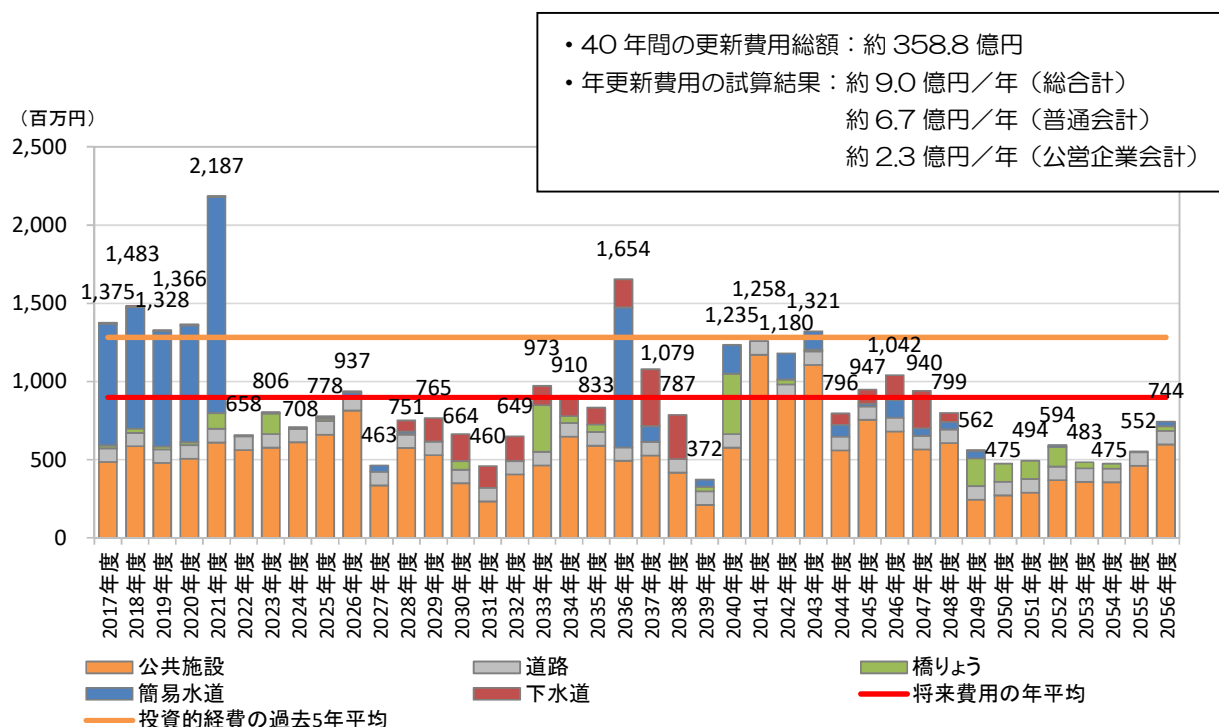


(6) 公共施設等に係る将来費用の総額

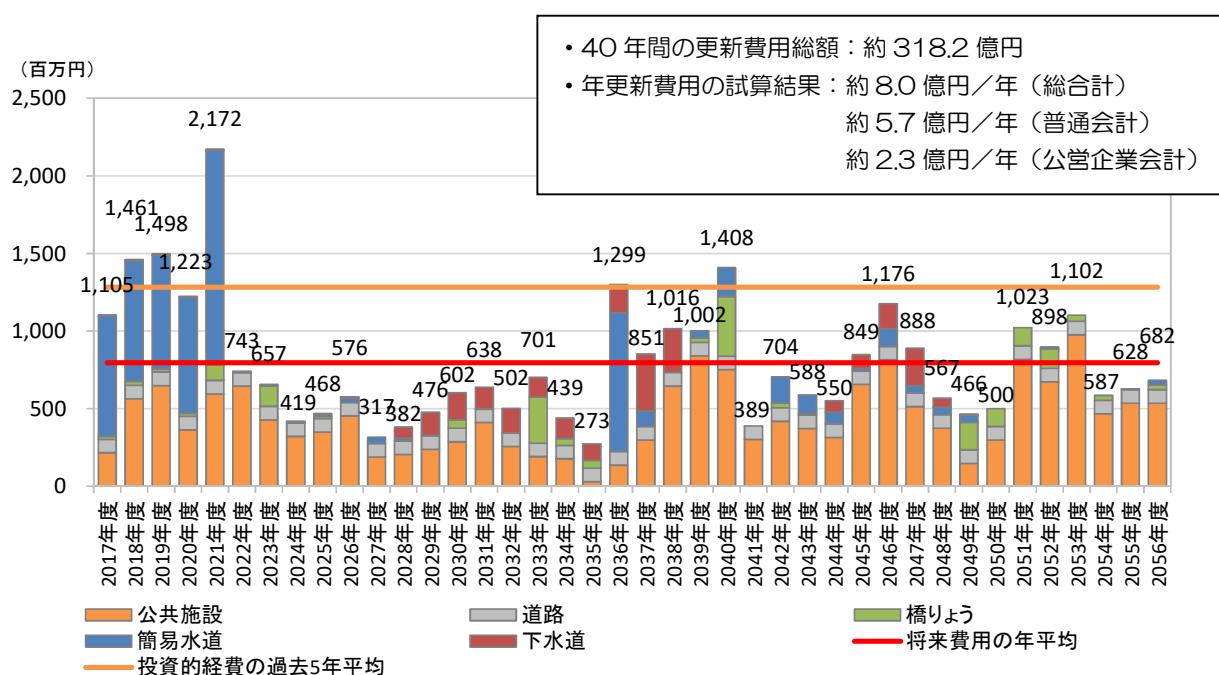
公共施設等に係る将来費用の総額は、公共施設の試算を基準パターンとした場合、40年間の更新費用総額は約358.8億円で、年平均では約9.0億円と推計されます。

また、公共施設の試算を長寿命化パターンとした場合は、40年間の更新費用総額は約318.2億円で、年平均では約8.0億円と推計されます。

■公共施設等に係る将来費用の推計結果（公共施設／基準パターン）



■公共施設等に係る将来費用の推計結果（公共施設／長寿命化パターン）



5. 公共施設等の一体的なマネジメントに関する課題

(1) 公共施設等の老朽化への対応

本町の公共施設は、建築後 40 年を経過した老朽施設はそれほど多くありませんが、今後数年で建築後 40 年を経過するものも多く、公共施設の修繕・更新等に係る費用は増大することが予測されます。

さらに、道路、橋りょう、上下水道等といった町民生活に大きく影響するインフラ施設は、更新に莫大な費用が掛かるため、計画的な維持管理・修繕・更新等が必要となります。

こうしたことから、保有又は管理する公共施設等の総量を見極めながら、必要とされる公共施設等を適正な状態で計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが求められます。

(2) 人口減少・少子高齢化の進展

本町は今後も人口減少が続くものと見込まれており、また、少子高齢化により年少人口は減少し、高齢化率は令和 27 年頃までは増加すると見込まれています。

こうした状況を踏まえ、町民ニーズ等を的確に把握し、必要な公共サービス・施設等の規模を適切に判断していく必要があります。

(3) 財政状況への対応

本町の財政は、今後、公共施設等の修繕・更新等に係る費用の増大や、少子高齢化等へ対応するための歳出増加が予測されます。

さらに、人口減少に伴い、税収も減少することが見込まれるため、公共施設等に関係した歳出をできる限り抑制し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

第3章 公共施設マネジメント基本方針

1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

公共建築物には築50年を経過する施設が出始めていますが、今後もこれらの施設を良好な状態で使用していくためには、適切な維持修繕に加え、バリアフリーへの対応や耐震化、省エネルギー性能の向上対策など、時代の変化に応じた対応を図るための大きな改修工事も必要になります。また、生活に必要不可欠なインフラ資産である道路・橋りょう、簡易水道、下水道などは、安全性を確保した安定的な供用が求められることから、老朽化が進んでいる部分の計画的な更新が必要になってきます。

公共施設等は数十年にわたって利用するものであり、更新（建て替え）は長期的な視点での政策判断が必要となります。将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設等への市民ニーズの量や質の変化を捉え、必要となる施設を将来にわたり維持するため、公共施設等のマネジメントの推進方向を次のとおり定めます。

マネジメントの推進方向

■基本方針

1. 次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）
2. 将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）
3. ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）

■公共施設

公共施設については、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び他機能施設の複合化などを基本として、全町のかつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的な在り方を検討します。

今後も保有すべき公共施設等については、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を行い、施設の長寿命化を含めたライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努めます。

また、施設の管理においてはPPP※1／PFI※2活用の可能性を含めた検討を行い、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努めます。

■インフラ施設

インフラ資産は、災害時における道路ネットワークの確保、平常時における安心安全な市民生活や地域の経済活動を支える基盤であるため、既存ストックを最適に維持管理しライフサイクルコストの縮減を図る必要があります。

そのため、計画的・効率的な改修、更新を推進すると同時に、新しい技術等の導入によりインフラ施設の維持管理に掛かる費用の抑制に努めます。

※1 PPP（Public Private Partnership）：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

※2 PFI（Private Finance Initiative）：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。

2. 公共施設等のマネジメント方針

(1) 点検・診断等の基本方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

■参考：建築の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重等）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブ ロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所につ いて	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

[出典]「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）

■参考：建築の日常点検項目

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動等による摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置及びポンプ設備は、常時作動させておく。

[出典]「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）

②施設の診断

1) 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

2) 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

次表から、本町に必要な評価項目を選択し、公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

■ 公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

〔出典〕 FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）より構成

（２）維持管理・修繕・更新等の基本方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。

修繕や小規模改修に対しては、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

また、清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止するために重要です。

維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することをめざします。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

■適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模（広さ・高さ）、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

（３）安全確保の基本方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられます。

本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。また、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

■施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1 類・2 類・3 類）の有・無
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内
		構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
	建物安全性	耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・ I_s 値 >0.6 / $0.6>I_s$ 値 >0.3 / $0.3>I_s$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境 安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン 放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン 排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況

〔出典〕 FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

（４）耐震化の基本方針

耐震改修と耐震補強の状況及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。

その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

また、今後耐震化を進める必要のあるインフラ施設として簡易水道の管路があります。今後の敷設替えの際には費用面を考慮しながら、耐震適合性のある管の採用を順次進めていきます。

(5) 長寿命化の基本方針

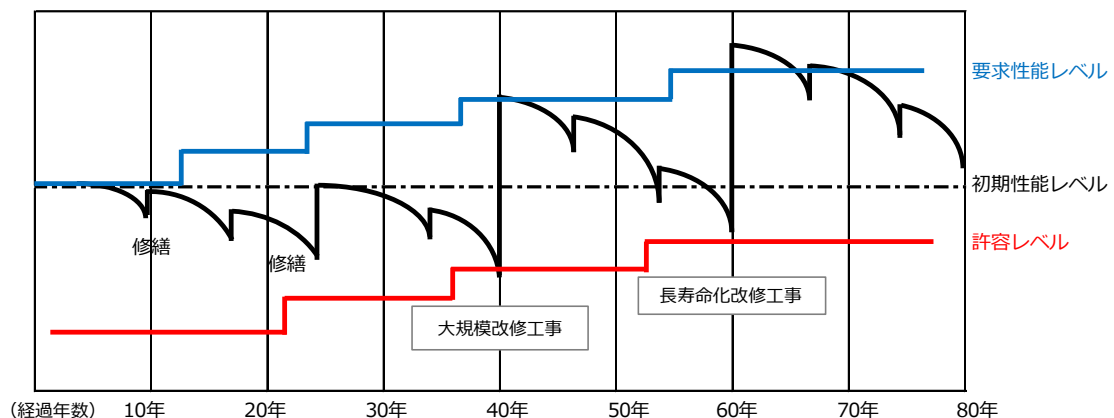
下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、建設後 40 年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。さらに施設の寿命を例えば 80 年まで延ばすには長寿命改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は法定対象年数を経た時点で診断を行い、さらに使用が可能であれば必要に応じて改修工事を行って長期使用し、コストを削減することを検討します。

■長寿命化における経過年数と機能・性能（イメージ）



施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から 40 年くらいまでは小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容レベル以上に保つことができます。

しかし、建設後 40 年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

(6) 施設統廃合の推進方針

「新しく造ること」から「賢く使うこと」を基本認識として、公共施設等の点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの削減を図っていきます。

施設を更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率性の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも、長く利用されていない施設で修繕不可能な施設については取壊しを検討し、取壊しに際しては、優先順位をつけて順次事業を実施し、事業費の削減、平準化を図るようにします。また、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃

止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設の統廃合の推進にあたっては、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能や、町民にとっての利便性に配慮しながら検討を行っていきます。

■ 診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用（多用途への変更、民間への貸与等）の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

（７）環境に配慮した施設整備の推進方針

SDGs に取り組む自治体として、持続可能な社会の一環である脱炭素社会の実現に貢献するため、2050 年までに町内の CO2 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、施設の更新・改修の際は再生可能エネルギーを活用した設備の導入や、既存設備の省エネルギー型や温室効果ガス排出量の少ない機器への転換等について、経済性や施設特性も考慮しながら推進していきます。

（８）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。公共施設等に関する情報は、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。

また、厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難を伴うことが予想されます。

公共施設等マネジメントの実施業務では、技術的な検証を必要とされる業務が多くあると捉え、専門的技術力を持ったサービス提供者とパートナーシップを構築していく必要があります。

今後、将来にわたりインフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するため、技術力を有する職員を継続的に養成するとともに、専門的技術力を持つサービス提供者を含めた体制を構築していきます。

第4章 推進方策

1. 総合管理計画のフォローアップ

- ・総合管理計画で示した「公共施設マネジメント基本方針」に関する進捗状況について、評価を実施していきます。
- ・進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、総合管理計画を見直します。
- ・総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定を行っていきます。

2. 推進体制

(1) 庁内の実施体制

公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であるため、本計画の推進にあたっては組織横断的な取組を進めながら進行管理を行います。

また、基本方針の取組の中には、財政運営に関わる事項もあることから、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設等の維持管理を推進していきます。

(2) 広域的な連携

いずれの自治体においても、社会保障関係や公共施設の更新に掛かる費用が財政面を圧迫していくことは共通の認識として既に顕在化しており、今後は、行政運営においても、個々の自治体で関連施策を推進していくより、近隣自治体あるいは国、道と連携して取り組む方が、各自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進できることも考えられます。

現在、16町村により構成される後志広域連合では、介護保険事務をはじめ、し尿処理施設の管理・運営事務などの広域化の調査研究事務が実施されています。

基本方針の取組の推進にあたっては、さらなる広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組を進めていきます。

(3) 町民との協働体制

今後、本計画に基づき、公共施設等の再編などを進める場合には、施設利用者や町民との情報共有を図り、施設の方向性の協議を行ってきます。

3. 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、基本方針に掲げた各種取組の推進状況や可能性について、施設所管課や関連部局へのヒアリングを行い、本計画の見直しや個別事業計画の立案を検討していきます。また、公営企業会計が所有する施設については、計画的な事業運営を行っていきます。

インフラ施設については、個別の長寿命化計画や保全計画等に示される工程の進捗状況をチェックするとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

II. 施設類型別基本方針

第1章 公共施設のマネジメント方針

1. 町民文化系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
春日生活改善センター	199.00	1977	旧	不明	不明	○
北岡地区ふれあいセンター	146.00	1997	新	不要	不要	○
更進地区ふれあいセンター	178.00	2000	新	不要	不要	○
公民館	2,015.00	1983	新	不要	不要	○
生涯学習センター湧学館	2,901.00	2004	新	不要	不要	○
計	5,439.00					

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
春日生活改善センター	- 昭和52年度に建設された建物で老朽化が進んでおり、住民からの改善要望が多く出ています。建て替えの検討を進めていますが、財政的な理由によりまだ実現には至っていません。 - 町内会等で利用があり、収容人数80人の想定で避難所に指定されています。
ふれあいセンター (北岡地区、更進地区)	- 北岡地区ふれあいセンターは築24年の建物で、屋根の塗装・外壁の損傷等が目立つため、修繕を行いながら活用しています。 - 更進地区は築21年の建物ですが、現状では大きな問題はなく、住民からの要望等も出ていない状況です。
公民館	- 大ホール、会議室、研修室、児童室などを備えた建物です。 - 昭和58年度に建設された建物のため、大ホールのどん帳、照明等で老朽化が進んでいます。また、町民からはバリアフリー対応としてエレベーター設置の要望が出ています。 - 維持管理費削減に向けて館内照明のLED化を完了しています。 - 避難所に指定されており、非常用発電設備を備えています。 - 同一敷地内にある生涯学習センター湧学館、総合体育館と合わせて民間への管理委託となっています。
生涯学習センター湧学館	- 平成16年度に生涯学習の拠点として建設されたオール電化の施設で、図書コーナー、郷土資料コーナー、文化修室、視聴覚室などを備えています。 - 図書コーナーは公民館図書室として後志管内で最大規模の蔵書があり、町内外からの数多く利用されています。 - 建設から17年が経過し、建物に傷みが出始めており、平成27年には防火用の排煙施設の修繕を行いました。

(3) 管理の基本方針

- 施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。
- 春日生活改善センターは老朽化が進んでいるため、今後も建て替えの検討を進めていくこととします。

2. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
総合体育館	2,391.00	1986	新	不要	不要	○
京極町温水プール	1,272.00	2007	新	不要	不要	—
パークゴルフ場管理棟	77.00	1999	新	不要	不要	—
パークゴルフ場収納庫	30.00	1998	新	不要	不要	—
スノーモービルハウス	11.00	2007	新	不要	不要	—
スキー場ロープ塔囲い	19.87	1991	新	不要	不要	—
キャンプ場トイレ	22.00	1998	新	不要	不要	—
スリーユーパーク炊事場	32.00	1998	新	不要	不要	—
京極温泉	2,006.00	1996	新	不要	不要	○
計	5,860.87					

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
総合体育館	- 昭和61年に建設された体育施設でアリーナ、柔剣道場、トレーニング室などを備えています。老朽化が進んできており、電気系統に不具合があることがあり、都度修繕対応を行っています。 - 平成27年度にトレーニング室に新しい器具を導入しました。 - 令和3年度に屋上防水改修を実施しました。
京極町温水プール	- 平成19年度に建設されたプール施設で、毎年6～9月に開館しています。 - 建物には大きな課題はありませんが、プール機能の維持のため循環式機器（熱交換器等）のメンテナンスを必要に応じて実施していますが、エアコンは現在故障している状況です。
スリーユーパーク	- パークゴルフ場、テニスコート、ゲートボール場、キャンプ場を備えた複合的なスポーツ施設です。 - パークゴルフ場は現在36ホールが整備されており、コース拡張の計画がありましたが、希少動植物の存在により、現在計画は凍結されています。 - キャンプ場は利用人数が増加傾向にあり、今後の対応について検討していく必要があります。

施設名称	現況及び課題
京極温泉	- 平成8年に建設された温泉施設で、年間の利用者は約10万人です。 - 建設から25年を経て老朽化が徐々に進んできており、温泉設備の配管、ろ過機、循環ポンプ等の適宜修繕を実施していますが、費用が増加している現状です。 - 建物の管理はこれまで直営、業務委託を経て現在は指定管理方式で管理を行っています。 - 令和元年度から2年度にかけて屋上防水及び給湯配管の改修を実施しました。

(3) 管理の基本方針

- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- ゲートボール場及びテニスコートは、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう、利用需要に応じた施設の有効活用を検討します。

3. 産業系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
商工会館	554.00	2005	新	不要	不要	—
町営牧野管理舎	47.00	1991	新	不要	不要	—
計	601.00					

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
商工会館	- バスターミナルを併設する施設で、建物内には商工会事務局、バス待合所、トイレがあります。 - 建設から15年以上経過していますが、現状では建物に大きな問題はありません。
町営牧野	- 管理舎は平成3年に町営牧場の事務所として建設されましたが、現在はほとんど利用されておらず、建物は物置として活用されています。 - 町営牧場では採草を行っており、今後も引き続き採草を行う予定です。

(3) 管理の基本方針

- 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。
- 町営牧野管理舎については、用途転用による施設の利活用の検討を行うとともに、施設の安全性や利用者の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。

4. 学校教育系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
京極小学校 校舎	4,426.00	1981	旧	実施済	不要	○
京極小学校 体育館	1,052.00	1981	旧	実施済	不要	—
南京極小学校 校舎	387.00	1974	旧	実施済	不要	○
南京極小学校 屋内運動場	355.00	1996	新	不要	不要	—
南京極小学校 物置	4.00	1989	新	不要	不要	—
京極中学校 校舎	2,292.00	2010	新	不要	不要	○
京極中学校 体育館	1,052.00	2010	新	不要	不要	—
給食センター	633.00	2012	新	不要	不要	—
教員住宅 (ときわ地区／10 棟)	776.00	1977～ 1990	新/旧	不要	不要	—
教員住宅 (南京極地区／2 棟)	171.00	1993	新	不要	不要	—
教員住宅 (望羊団地地区／6 棟)	586.00	1992～ 2013	新	不要	不要	—
計	11,734.00					

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
京極小学校	- 昭和56年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成19年及び平成21年に耐震診断を実施し、校舎・体育館ともに耐震性があると診断されています。 - 平成28年度に屋上防水及び非構造部材耐震化（外壁）等の大規模改修を実施しました。 - 平成29年度に暖房設備の改修を実施しました。
南京極小学校	- 校舎は昭和49年に建設された補強コンクリートブロック造の建物のため、文部科学省が示す耐震診断、耐震方法が確立していない状況ですが、公共住宅耐震診断予備診断の準用実施の結果では、高次診断不要とされています。 - 平成28年度末に閉校しており、除却を含めて、地域の意向を踏まえて対応していきます。
京極中学校	- 平成19年及び平成21年に実施した耐震診断で耐震性がないと診断されたため、平成22年に改築しました。 - 現状では施設の維持管理面での課題は特にありません。
給食センター	- 平成24年に構造面、保健衛生基準を満たす適正規模による改築を実施しました。 - 現在のところ、施設の維持管理面での課題は特にありません。
教員住宅	- ときわ地区、南京極地区、望羊団地地区に整備されており、全体で18棟整備されています。 - 建物の老朽化が進んできていることが課題となっており、これまで一棟一戸として整備されてきたものを、取壊しを行って集合住宅として整備していく方針であり、直近では令和7年度にときわ地区に集合住宅を建設する予定です。 - また、持家所有者数やこれまでの入居状況、民間住宅の建設状況等を勘案しながら、世帯構成も勘案した適正所有戸数を見通す必要もあります。

(3) 管理の基本方針

- 児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 給食センターの稼働を担保するため、施設設備の改修・修繕は予防保全を基本とします。
- 教員住宅は必要に応じて改修・修繕を行い、居住者にとって快適な環境づくりに努めます。
- 今後の教員住宅の再整備にあたっては、適正規模の戸数整備を念頭に置き、町内住環境や入居者数を勘案しながら整備を進めていきます。

5. 子育て支援施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
京極保育園	984.00	2001	新	不要	不要	○
計	984.00					

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
京極保育園	・平成13年に建設された保育園で子育て支援センター機能も有しています。 ・建設から20年が経過していますが、令和3年度に大規模修繕を実施したので、当面、屋根や外壁の修繕対応は必要ない状態です。 ・避難所に指定されており、毛布50枚、カセットコンロのストーブ5台、保存食なども備蓄されています。

(3) 管理の基本方針

- 就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、建物の老朽化状況に応じて必要なタイミングで大規模修繕を行います。

6. 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
錦寿の家	119.00	1974	旧	未実施	不明	—
福祉センター	1,491.00	1998	新	不要	不要	○
福祉センター車庫	117.00	1998	新	不要	不要	—
計	1,727.00					

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
錦寿の家	・昭和49年に建設された高齢者福祉を目的とした施設です。以前は地域の集会施設として利用されていましたが、現在は集落の人口減少によりほとんど利用がないことから、令和4年度に除却しました。
福祉センター	・社会福祉協議会事務所、デイサービスセンター事務所、コミュニティセンターを併設する福祉の拠点施設として平成10年に建設されました。 ・社会福祉協議会は地域包括支援センター業務を行っており、指定管理者して建物の管理も行っています。 ・屋根に雨漏りがあるため、他の修繕箇所と併せて修繕対策を検討する必要があります。また、設備面では熱交換器に修繕箇所が出ており随時対応を行っています。

(3) 管理の基本方針

○町民が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

○建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

○点検及び診断等の結果に基づいて施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。

7. 医療施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
ひまわりクリニックきょうごく	1,281.00	1976	旧	実施済	実施済
リハビリ棟	190.00	2006	新	不要	不要
医師住宅（2棟）	457.00	1993～ 2012	新	不要	不要
計	1,928.00				

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
ひまわりクリニック きょうごく	昭和51年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成21年に耐震化を含めた大規模改修を完了しており、現状は建物に大きな課題はない状況です。また、平成18年度に建設されたリハビリ棟にも建物に大きな課題はありません。
医師住宅	- 平成5年度に1棟、平成24年度に1棟建設され、合計で2棟の医師住宅が整備されています。 - 現状は建物に大きな問題はありませ

(3) 管理の基本方針

- 医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。
- 診療所の稼働を担保するため、施設設備の改修・修繕及び機器の交換は予防保全を基本とします。
- 医師に安全で快適な住環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 平成24年建設の医師住宅一棟の利活用に努めます。

8. 行政系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
京極町役場庁舎	1,392.00	1968	旧	実施済	実施済
京極町役場車庫	550.00	1968	旧	未実施	不明
非常用発電施設	21.00	2013	新	不要	不要
庁舎第3書庫倉庫	344.48	1968	旧	未実施	不明
車庫 (旧除雪センター)	110.00	1970	旧	未実施	不明
旧ニセコスキー倉庫	353.00	2008	新	不要	不要
防災資材備蓄倉庫	218.00	1971	旧	未実施	不明
春日地区倉庫	20.00	1978	旧	未実施	不明
計	3,008.48				

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
京極町役場	- 昭和43年に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成22年に耐震改修を実施し、耐震性には問題がない状況です。 - 建物の老朽化が進んできており、更新を検討しています。公営住宅法の耐用年数を参考に70年を基準とし、2038年(令和20年)前後5年まで使用することを目指します。

施設名称	現況及び課題
	・役場車庫には建設機械、スクールバス等を格納しています。昭和43年に建設された建物のため老朽化が進んでおり、庁舎と合わせて建て替える予定です。
非常用発電施設	・平成25年度に建設された発電施設です。 ・現状は大きな問題はありません。
庁舎第3 書庫	・昭和43年度に建設された建物で老朽化が進んでおり、特に階段には修繕が必要な箇所があります。 ・労働組合の事務所があり、2階は書庫として活用されています。
車庫（旧除雪センター）	・昭和45年度に建設された建物で除雪用の車両を格納しています。
旧ニセコスキー倉庫	・平成20年度に建設された建物で、イベント等で使用する大きな道具を格納しています。
防災資材備蓄倉庫	・給食センター改築整備により、当初は除却撤去する予定でしたが、現在は防寒具、非常食等を備蓄する倉庫、また、公用車車庫として活用されています。
春日地区倉庫	・令和元年度に無償譲渡により取得した建物で、小さい物品を格納しています。

（３）管理の基本方針

- 庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組みます。
- 点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

９．公営住宅

（１）施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
東団地（3 棟）	2,565.72	2014～ 2016	新	不要	不要
望羊団地（6 棟）	5,866.65	1987～ 2020	新	不要	不要
南京極団地（3 棟）	954.55	2002～ 2010	新	不要	不要
あけぼの団地（10 棟）	1,552.22	1972～ 1975	旧	実施済	不要
常盤団地（3 棟）	781.20	1980～ 1984	新/旧	不要/ 実施済	不要
旭団地（5 棟）	4,846.96	1983～ 1988	新	不要	不要
富士見団地（4 棟）	2,929.43	1986～ 1992	新	不要	不要
新京極団地（3 棟）	3,401.35	1993～ 1995	新	不要	不要
京極団地（4 棟）	3,326.59	1995～ 2006	新	不要	不要
計	26,224.67				

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
公営住宅	- 公営住宅はこれまでも計画的に整備されてきましたが、平成23年度に「京極町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、平成24年度から令和3年までの10年間を計画期間として修繕及び建て替えを計画的に進めています。 - あけぼの団地の更新は令和4年～6年度の予定で進めております。 - 常盤団地については令和8年度を目途に更新を行う予定です。

(3) 管理の基本方針

- 「京極町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の管理を継続していきます。また、今後の人口の動向を鑑みながら、「京極町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを定期的に行っていきます。
- 老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かしていきます。

10. 公園

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
ふきだし公園 物産館	495.00	1990	新	不要	不要
ふきだし公園 名水市場	116.00	1994	新	不要	不要
ふきだし公園 管理棟	27.00	1993	新	不要	不要
ふきだし公園 販売施設	49.00	1997	新	不要	不要
ふきだし公園 トイレ	26.58	1986	新	不要	不要
ふきだし公園 野外ステージ	84.00	1989	新	不要	不要
リフレッシュパーク トイレ	26.00	1994	新	不要	不要
リフレッシュパーク 物品庫	42.00	1995	新	不要	不要
リフレッシュパーク 管理棟	50.00	1996	新	不要	不要
計	915.58				

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
ふきだし公園	- 物産館（名水プラザ）、名水市場、管理棟、野外ステージなどの施設があります。 - 平成2年に建設された物産館は老朽化が進んでおり、修繕が必要な箇所が出てきています。平成27年度には土台修理や屋根等の改修を行いました。 - 公園内の建物は基本的には直営で管理していますが、物産館は指定管理方式で管理を行っています。 - 駐車場トイレと身障者用トイレは北海道が所有する建物で、北海道との協定に基づき町が管理しています。
リフレッシュパーク	- グラウンド、野球場、スキー場を備えた施設です。 - 平成6～8年度に建設された管理棟、トイレ、物品庫には現時点では大きな課題はありません。

(3) 管理の基本方針

- 敷地内にある設備の点検を定期的を実施し、損傷が見つかった場合には速やかに対策を行い、公園利用者の安全確保に努めます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

11. 供給処理施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
最終処分場水処理施設	687.00	2002	新	不要	不要
最終処分場車庫棟	101.00	2002	新	不要	不要
計	788.00				

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
最終処分場	・埋立地は旧処分場と新処分場の2つに分かれており、旧処分場は閉鎖に向けた対応を進めています。新処分場は平成29年11月で満了予定でしたが、現時点で半分までの利用となっています。 ・水処理施設は、機器の更新が課題となっています。現在、機能診断を実施中で、今後計画的な修繕を進めていくことになっています。

(3) 管理の基本方針

- 施設及び設備の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- 町の重要なインフラとしての側面を持っているため、施設の稼働担保を優先の上、運用面での工夫や設備における省エネ化を図り維持管理コストの削減を図ります。

12. その他公共施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
火葬場	462.00	1991	新	不要	不要
火葬場残骨堂	2.00	1991	新	不要	不要
公衆便所	18.00	1991	新	不要	不要
バス待合所 中野農場前	3.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 北岡	3.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 地藏院前	3.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 春日	3.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 三区	3.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 東春日	3.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 あけぼの公営住宅前	3.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 川上温泉	10.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 公民館前	6.00	1988	新	不要	不要
バス待合所 旭団地	5.00	1987	新	不要	不要
計	524.00				

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況及び課題
火葬場	・平成3年に建設された建物ですが、炉は大規模修繕を実施し、屋根防水は令和元年度に改修しているため、現状は大きな課題はありません。
バス待合所	・建物は町で管理しており、必要最低限の修繕を行って建物を維持している状況です。 ・今後は利用者数や地域の意向を考慮し建物の存続について検討する必要があります。

(3) 管理の基本方針

- 今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていきます。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行います。
- バス待合所については建物の老朽化や利用状況及び住民要望などから総合的に判断し、建物の存続について検討を進めます。

第2章 インフラのマネジメント方針

1. 道路

(1) 現況と課題

本町は町道約 198km、自転車歩行者道約 6km の実延長合計 204km もの道路を維持管理しています。

道路は生活に最も欠かせない施設の一つですが、気候や交通量によって劣化の進行が一律ではないことや、町全域に網羅されていること等から個別の状況把握が難しい施設でもあります。

幹線道路網は整備水準が高い状況にありますが、今後も現在の水準を維持するためには、維持管理のさらなる効率化と整備路線の選択かつ重点化が必要となります。

(2) 管理の基本方針

○すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、路面性状調査等による路面の劣化度調査や道路の交通量などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。

○日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努めます。

○点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

2. 橋りょう

(1) 現況と課題

本町では橋りょう 54 橋を管理しており、これから建設後 40 年を経過する橋りょうが増えることから、老朽化対策や架け替えなどの費用が発生することが予測されます。そのため、平成 24 年度に京極町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、中長期計画的な視点で計画的に修繕を推進しています。

(2) 管理の基本方針

○長寿命化修繕計画に基づいて、順次修繕・架け替えを推進します。

○定期点検に基づく橋りょうの健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる最適な修繕計画を立案します。また、コスト縮減のため新技術の採用等も検討します。

○点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

○点検・診断等は5年ごとに実施し、その結果を踏まえ修繕計画を見直します。

3. 簡易水道

(1) 現況と課題

京極地区のポンプ場及び施設の老朽化が進んでおり、施設設備の修繕が必要な箇所の特定、修繕方法の調査などを今後実施する予定となっています。

水道施設は町民生活を支える重要なライフラインであるため、今後の施設及び管路の維持管理に向けた修繕の計画的推進のほか、耐震化も含めた施設改良への取組が必要となっています。

(2) 管理の基本方針

○公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。

○維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。

○水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に町民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進します。

○日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

○点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

4. 下水道

(1) 現況と課題

下水終末処理場は施設及び設備の老朽化が進んでおり、機器の修繕を計画的に進めていく必要があり、今後ポンプの修繕を行う予定となっています。

町内に5箇所の中継ポンプ場があり 2 箇所は取替えを完了しています。取替えの費用負担が大きいため、残り3箇所のうち1箇所はオーバーホールで対応を行っています。

(2) 管理の基本方針

○公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。

○維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。

○日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

○点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

京極町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行
(令和 5 年 3 月改訂)

発行：北海道京極町
編集：京極町役場 総務課

〒044-0101 北海道虻田郡京極町字京極 527 番地
TEL 0136-42-2111